①国 名	Republic of Colombia (CO) (コロンビア共和国)				
②名 称	Ministerio de Industria, Comercio y Turismo / Superintendencia de Industria y Comercio				
③所在地	Carrera 13 No	27-00, Pisos Meza	anine, 5 y 10 Bo	gotá	
④連絡先	(電話) (571) 587 0000 (FAX) (571) 587 0054 (E-mail) <u>internacional.sic@sic.gov.co</u> (internet) <u>www.sic.gov.co/</u>				
⑤組織の長	Superintendent of Industry and Commerce: Ms. Cielo Elainne Rusinque Urrego				
⑥沿 革	(1) コロンビアの工業所有権法は、原則としてアンデス共同体委員会決議第 486 号(2000 年 12 月 1 日発効)を基礎としている。同決議は、TRIPS 協定に沿うものであり、この決議に規定がない事項については国内法による。 (2) コロンビアは、アンデス共同体加盟国であり、カルタヘナ協定締結国である。カルタヘナ協定は、1969 年 5 月 25 日にボリビア、チリ、コロンビア、エクアドル及びペルーの間で締結され、1971 年 7 月 1 日に発効した。その後、ベネズエラが加盟(1973 年 2 月 13 日)し、チリは脱退(1976 年 10 月 30 日)した。また、ベネズエラは 2006 年 4 月 22 日にアンデス共同体から離脱した。 (3) カルタヘナ協定の最高決議機関は、産業財産権法に関する共通規則を定める決議を行なっている。最初の決議は決定第 85 号であり、2000 年 12 月 1 日から適用されている決議第 486 号に差替えられている。 (4) この決議第 486 号は、発明特許、実用新案特許、意匠、商標(商品、役務)、団体商標、証明商標、広告スローガン、商号、原産地名称、地理的表示、集積回路の配置の保護及び不正競争について規定している。同様に決議第 345 号は植物品種の保護を、決議第 351 号は著作権の保護を、そして決議第 291 号は実施許諾及び技術移転について規定している。				
⑦所 管	特許、実用新案、広告スローガン	意匠、商標、原産	地名称、地理的麦	長示、集積回路の回	路配置の保護、商号、
⑩条 約	WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
	1980/5/4	1988/3/7	2014/3/20	1994/5/9	
	ナイロヒ゛(オリンヒ゜ック)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
		1996/9/3		1994/5/16	1976/9/17
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びレコード)
		2012/4/13		2002/3/6	2002/5/20
	ブタペスト		ヘーグ		11 18
	0010/7/00	ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト	リスボン
	2016/7/26	- 12-0-	DOW		
	マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース
	ストラスブール	2012/8/29	2001/2/28 WTO		
	ヘトノヘノール	ウィーン	WTO 1995/4/30		
			1990/4/30		

特許 全数 2,121 2,287 3,032 (内 外国出願) 1,752 1,855 1,928 (内日本から) 90 73 69 (内 PCT ルート) 1,706 1,822 1,885 実用新案 全数 203 145 182 (内 外国出願) 14 14 12 全数 792 952 925 意匠 (内 外国出願) 427 466 443 (内日本から) 47 30 21 全数 31,064 33,525 44,948 商標 (内 外国出願) 9,717 10,830 11,090 (内日本から) 235 240 212	国名	Republic of Colombia (CO) (コロンビア共和国)					
特許 (内 外国出願) 1,752 1,855 1,928 (内日本から) 90 73 69 (内 PCTルート) 1,706 1,822 1,885 実用新案 203 145 182 (内 外国出願) 14 14 12 12 全数 792 952 925 意匠 (内 外国出願) 427 466 443 (内日本から) 47 30 21 全数 31,064 33,525 44,948 商標 (内 外国出願) 9,717 10,830 11,090 (内日本から) 235 240 212 登録件数 2020年 2021年 2022年 2 全数 1,075 1,263 1,136 (内 外国出願) 831 1,042 956 (内 外国出願) 831 1,042 956 (内 PCTルート) 800 997 931 年 2 数 64 8 64 8 64 8 64 8 64 8 64 8 64 8 64	D統計データ		出願件数	2020年	2021年	2022 年	2023 年
特許 (内日本から) 90 73 69 (内 PCT ルート) 1,706 1,822 1,885 2数 203 145 182 (内 外国出願) 14 14 12 12 全数 792 952 925 意匠 (内 外国出願) 427 466 443 (内日本から) 47 30 21 全数 31,064 33,525 44,948 商標 (内 外国出願) 9,717 10,830 11,090 (内日本から) 235 240 212 登録件数 2020年 2021年 2022年 2 2条件数 2020年 2021年 2022年 2 (内 外国出願) 831 1,042 956 (内 外国出願) 15 19 8 (内 PCTルート) 800 997 931 22 2数 (内 外国出願) 15 19 8 至数 642 599 479 意匠 (内 外国出願) 361 375 245 (内 日本から) 45 39 13 第 全数 20,775 29,569 27,237 (内 外国出願) 8,908 13,184 10,386 (内 外国出解) 8,908 13,184 10,386 (内 M M M M M M M M M M M M M M M M M M			全数	2, 121	2, 287	3, 032	2, 012
(内日本から) 90 73 69 (内 PCTルート) 1,706 1,822 1,885 実用新案 全数 203 145 182 (内 外国出順) 14 14 12 全数 792 952 925 意匠 (内 外国出順) 427 466 443 (内 中国出順) 427 466 443 (内 外国出順) 9,717 10,830 11,090 (内日本から) 235 240 212 登録件数 2020年 2021年 2022年 2022年 2024年 2022年 2020年 2021年 2022年 2021年 2022年 2022年 2021年 2022年 2022年 2021年 2022年 2021年 2022年		Att. ラケ	(内 外国出願)	1,752	1,855	1, 928	1,746
実用新案 全数 203 145 182 (内 外国出願) 14 14 12 全数 792 952 925 意匠 (内 外国出願) 427 466 443 (内日本から) 47 30 21 全数 31,064 33,525 44,948 商標 (内 外国出願) 9,717 10,830 11,090 (内日本から) 235 240 212 登録件数 2020年 2021年 2022年 2 全数 1,075 1,263 1,136 (内 外国出願) 831 1,042 956 (内日本から) 39 66 48 (内日本から) 39 66 48 (内 外国出願) 15 19 8 全数 642 599 479 意匠 (内 外国出願) 361 375 245 (内日本から) 45 39 13 育標 (内 外国出願) 8,908 13,184 10,386 (内日本から) 283 339 254 出典: WIPO IP Statistics 組織 (本) (本) (本) (本) 出典 (本) (本) (本) (本) (本) (本) <td></td> <td>特計</td> <td>(内日本から)</td> <td>90</td> <td>73</td> <td>69</td> <td>58</td>		特計	(内日本から)	90	73	69	58
(内 外国出願) 14 14 14 12 2数 792 952 925			(内 PCTルート)	1,706	1,822	1, 885	1,712
(内 外国出願) 14 14 12 12 全数 792 952 925 125 146 143 144 144 12 144 14		字田华安	全数	203	145	182	107
意匠 (内 外国出願) 427 466 443 (内日本から) 47 30 21 名数 31,064 33,525 44,948 6 (内 外国出願) 9,717 10,830 11,090 (内日本から) 235 240 212 登録件数 2020年 2021年 2022年 2 全数 1,075 1,263 1,136 (内 外国出願) 831 1,042 956 (内 PCTルート) 800 997 931 (内日本から) 39 66 48 (内 PCTルート) 800 997 931 2 全数 133 123 122 (内 外国出願) 15 19 8 (内 外国出願) 15 19 8 (ウ 外国出願) 361 375 245 (ウ 外国出願) 8,908 13,184 10,386 (ウ 外国出願) 8,908 13,184 10,386 (ウ 外国出願) 8,908 13,184 10,386 (ウ 外国出願) 283 339 254 出典: WIPO IP Statistics 組 織 (外 所有権代表部は Ministry of Economic Development, Superintendence of I and Commerce (経済発展、産業及び通商管理省)の下部組織である。 監督局		天 州 州 采	(内 外国出願)	14	14	12	13
(内日本から) 47 30 21 全数 31,064 33,525 44,948 商標 (内 外国出順) 9,717 10,830 11,090 (内日本から) 235 240 212 登録件数 2020年 2021年 2022年 2 全数 1,075 1,263 1,136 (内 外国出順) 831 1,042 956 (内日本から) 39 66 48 (内 PCTルート) 800 997 931 実用新案 (内 外国出順) 15 19 8 全数 642 599 479 意匠 (内 外国出順) 361 375 245 (内日本から) 45 39 13 全数 642 599 479 意匠 (内 外国出順) 361 375 245 (内日本から) 45 39 13 全数 20,775 29,569 27,237 商標 (内 外国出順) 8,908 13,184 10,386 (内日本から) 283 339 254 出典: WIPO IP Statistics 組 織 <組織図〉工業所有権代表部は Ministry of Economic Development, Superintendence of I and Commerce (経済発展、産業及び通商管理省)の下部組織である。 監督局			全数	792	952	925	950
商標 (内 外国出願) 9,717 10,830 11,090 (内日本から) 235 240 212 登録件数 2020年 2021年 2022年 2 全数 1,075 1,263 1,136 (内 外国出願) 831 1,042 956 (内日本から) 39 66 48 (内日本から) 39 66 48 (内 PCTルート) 800 997 931 2		意匠	(内 外国出願)	427	466	443	447
商標 (内 外国出願) 9,717 10,830 11,090 (内日本から) 235 240 212 登録件数 2020年 2021年 2022年 2 全数 1,075 1,263 1,136 (内 外国出願) 831 1,042 956 (内日本から) 39 66 48 (内 PCTルート) 800 997 931 22 実用新案 全数 133 123 122 (内 外国出願) 15 19 8 至数 642 599 479 意匠 (内 外国出願) 361 375 245 (内日本から) 45 39 13 2 254 (内日本から) 45 39 13 2 3 254 2 3 339 254 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3			(内日本から)	47	30	21	49
(内日本から) 235 240 212 登録件数 2020年 2021年 2022年 2 全数 1,075 1,263 1,136 (内 外国出願) 831 1,042 956 (内日本から) 39 66 48 (内 PCTルート) 800 997 931 実用新案 全数 133 123 122 (内 外国出願) 15 19 8 全数 642 599 479 意匠 (内 外国出願) 361 375 245 (内日本から) 45 39 13 全数 20,775 29,569 27,237 商標 (内 外国出願) 8,908 13,184 10,386 (内日本から) 283 339 254 出典: WIPO IP Statistics 組織図〉工業所有権代表部はMinistry of Economic Development, Superintendence of I and Commerce (経済発展、産業及び通商管理省)の下部組織である。 監督局			全数	31, 064	33, 525	44, 948	31, 205
登録件数 2020年 2021年 2022年 2 全数		商標	(内 外国出願)	9, 717	10, 830	11, 090	10, 104
特許 (内 外国出願) 831 1,042 956 (内 月本から) 39 66 48 (内 PCTルート) 800 997 931 至数 133 123 122 (内 外国出願) 15 19 8 至数 642 599 479 36 (内 外国出願) 361 375 245 (内 外国出願) 361 375 245 (内日本から) 45 39 13 22 (内 外国出願) 8,908 13,184 10,386 (内日本から) 283 339 254 出典: WIPO IP Statistics 組織図〉工業所有権代表部は Ministry of Economic Development, Superintendence of I and Commerce (経済発展、産業及び通商管理省)の下部組織である。 監督局			(内日本から)	235	240	212	196
特許 (内 外国出願) 831 1,042 956 (内日本から) 39 66 48 (内 PCTルート) 800 997 931 実用新案 全数 133 123 122 (内 外国出願) 15 19 8 全数 642 599 479 意匠 (内 外国出願) 361 375 245 (内日本から) 45 39 13 全数 20,775 29,569 27,237 商標 (内 外国出願) 8,908 13,184 10,386 (内日本から) 283 339 254 出典: WIPO IP Statistics 組 織 〈組織図〉工業所有権代表部はMinistry of Economic Development, Superintendence of I and Commerce (経済発展、産業及び通商管理省)の下部組織である。 監督局			登録件数	2020年	2021 年	2022年	2023年
特許			全数	1, 075	1, 263	1, 136	1,083
(内日本から) 39 66 48 (内 PCTルート) 800 997 931 実用新案 全数 133 123 122 (内 外国出願) 15 19 8 全数 642 599 479 意匠 (内 外国出願) 361 375 245 (内日本から) 45 39 13 全数 20,775 29,569 27,237 (内 外国出願) 8,908 13,184 10,386 (内日本から) 283 339 254 出典: WIPO IP Statistics 組 織 〈組織図〉工業所有権代表部はMinistry of Economic Development, Superintendence of I and Commerce (経済発展、産業及び通商管理省)の下部組織である。 監督局		作 完全生	(内 外国出願)	831	1,042	956	921
実用新案 全数 133 123 122 (内 外国出願) 15 19 8 意匠 (内 外国出願) 361 375 245 (内日本から) 45 39 13 全数 20,775 29,569 27,237 商標 (内 外国出願) 8,908 13,184 10,386 (内日本から) 283 339 254 出典: WIPO IP Statistics 組 組織図〉工業所有権代表部はMinistry of Economic Development, Superintendence of I and Commerce (経済発展、産業及び通商管理省)の下部組織である。 監督局		141 1	(内日本から)	39	66	48	47
大田新条			(内 PCTルート)	800	997	931	899
(内 外国出願) 15 19 8 全数 642 599 479 意匠 (内 外国出願) 361 375 245 (内日本から) 45 39 13 全数 20,775 29,569 27,237 商標 (内 外国出願) 8,908 13,184 10,386 (内日本から) 283 339 254 出典: WIPO IP Statistics 組織図〉工業所有権代表部はMinistry of Economic Development, Superintendence of I and Commerce (経済発展、産業及び通商管理省)の下部組織である。 監督局		実用新案	全数	133	123	122	89
意匠 (内 外国出願) 361 375 245 (内日本から) 45 39 13 全数 20,775 29,569 27,237 商標 (内 外国出願) 8,908 13,184 10,386 (内日本から) 283 339 254 出典: WIPO IP Statistics 組 織 (祖織図〉工業所有権代表部は Ministry of Economic Development, Superintendence of I and Commerce (経済発展、産業及び通商管理省)の下部組織である。 監督局			(内 外国出願)	15	19	8	7
(内日本から) 45 39 13		意匠	全数	642	599	479	658
全数 20,775 29,569 27,237 商標			(内 外国出願)	361	375	245	328
商標 (内 外国出願) 8,908 13,184 10,386 (内日本から) 283 339 254 出典: WIPO IP Statistics 組 織 (組織図〉工業所有権代表部はMinistry of Economic Development, Superintendence of I and Commerce (経済発展、産業及び通商管理省)の下部組織である。 監督局			(内日本から)	45	39	13	26
(内日本から) 283 339 254 出典: WIPO IP Statistics 組織 織 (組織図〉工業所有権代表部は Ministry of Economic Development, Superintendence of I and Commerce (経済発展、産業及び通商管理省)の下部組織である。 監督局		商標	全数	20, 775	29, 569	27, 237	24, 148
出典: WIPO IP Statistics 組織 							

登録作業グループ

(出典): コロンビア特許庁の HP

①国名		Republic of Colombia (CO) (コロンビア共和国)
特許制度	②最新特許法の施行年 月日	2000 年 12 月 1 日施行(アンデス共同体委員会決議第 486 号を基礎としている)
	③地理的効力の範囲	コロンビア国内のみ
	④他国制度との関係	アンデス共同体加盟国、特許協力条約(PCT)加盟国
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(個人、法人)
	⑥現地代理人の必要性	
	及び代理人の資格	
	⑦出願言語	スペイン語(決議第7条)
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から 20 年 (決議第 50 条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物(決議第16条)
	⑩ グレースピリオド	有。次のケースが規定されている。 (1) 出願人又は承継人による開示の日から1年 (2) 国内工業所有権当局による適用条項に違反する開示の日から1年 (3) 発明者又は承継人から直接若しくは間接的に関連する情報を取得 した第三者による開示の日から1年 (決議第17条)
	①実体審査の有無及び 審査事項	(1) 発見、科学理論及び数学的方法 (2) 自然界で発見された生物、自然生物学的方法及び自然生物の染色体又は胚珠を含む、自然界に存在する又は自然界から分離可能な生物材料の全体又は一部 (3) 文学的及び芸術的作品並びにその他著作権で保護される作品 (4) 精神的行為の遂行、ゲーム又は経済及び事業活動をするための計画、規則及び方法 (5) コンピュータ・プログラム及びソフトウエアそれ自体 (6) 情報の提示方法 (7) 公の秩序若しくは道徳を保護するために、コロンビア国内での商業的実施を禁止する必要があるものに関する発明 (8) 人若しくは動物の健康又は生命を保護するため又は植物若しくは環境を保全するために、コロンビア国内での商業的実施を禁止する必要があるものに関する発明 (9) 植物、動物又は植物若しくは動物を作り出すための本質的に生物学的な方法 (10) 人及び動物の内科並びに外科的治療方法、及び人又は動物の体に対して行われる診断方法 (決議第15条、同第20条) 有。実体審査においては、特許庁は専門家又は科学若しくは技術団体に報告書を求めることができる。また、他国の知的財産当局の報告書も求めることができる。さらに、特許庁は同一発明に関連する外国出願に関する情報の提出を出願人に求めることができる。 (決議第44条、同第46条)
	③審査請求制度の有無	有。出願の公開日から6月以内。(決議第44条)
	・早期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日期・・日間・・日間・・日間・・日間・・日間・・日間・・日間	
	⑤出願公開制度の有無	有。出願日または優先日より 18 月経過後または前記期間にかかわらず 出願人が方式審査後に公開を要求した場(決議第 40 条)
	⑩異議申立制度の有無	有。出願公開日から 60 業務日以内に異議を申し立てることができる。 (付与前) (決議第 42 条)
	⑪無効審判制度の有無	有。何人も特許庁に無効宣告を求めることができる。(決議第75条)
	⑧実施義務	有。特許の付与後3年、又は特許出願後4年のいずれか長い方の期間が徒過すると、利害関係者は強制ライセンスを庁に申請することができる。(決議第64条)

①国名	Republic of Colombia (CO) (コロンビア共和国)		
特許制度	¹⁹ 費用 単位 COP (コロンヒ [*] ア・ヘ [°] ソ)	[出願から登録までに掛かる費用] 2025 年 出願料(10 項まで) 113,000 COP (電子)、 140,000 COP (紙) 11 項から 1 項あたり 57,000 COP (電子)、 67,000 COP (紙) 優先権主張料 291,000 COP (電子)、 354,500 COP (紙) 審査請求料 1,750,000 COP (電子)、2,096,500 COP (紙) 登録料 [特許権維持に掛かる費用] 2025 年 1~ 4年 371,500 COP (電子)、 446,000 COP (紙) 5~ 8年 577,500 COP (電子)、 692,500 COP (紙) 9~12年 865,000 COP (電子)、1,039,500 COP (紙) 13~16年 1,342,500 COP (電子)、1,611,000 COP (紙) 17~20年 1,784,500 COP (電子)、2,141,000 COP (紙)	
	②料金減免措置の有無	有。低所得の個人の出願人の出願料及び審査請求料が 75%、登録料の 初4年までが 50%減額される。	
	②PCT における国内料 金減額措置の有無	無。	

①国名		Republic of Colombia (CO) (コロンビア共和国)
実用新案制度	②最新実用新案の施行 年月日	2001 年 12 月 1 日施行 (アンデス共同体委員会決議第 486 号を基礎と している。「実用新案特許」として規定されている)
	③地理的効力の範囲	コロンビア国内のみ
	④他国制度との関係	アンデス共同体加盟国、特許協力条約(PCT)加盟国
	⑤出願人資格	考案者及び承継人(自然人、法人)
	⑥現地代理人の必要性 及び代理人の資格	
	⑦出願言語	スペイン語(決議第7条)
	⑧実用新案権の存続期間及び起算日	出願日から 10 年 (決議第 84 条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物(決議第16条)
	⑩ グレースピリオド	有。次のケースが規定されている。 (1) 出願人又は承継人による開示の日から1年 (2) 国内工業所有権当局による適用条項に違反する開示の日から1年 (3) 発明者又は承継人から直接若しくは間接的に関連する情報を取得 した第三者による開示の日から1年 (決議第17条)
	⑪不登録対象	(1) 実用新案の定義と合致しない主題(2) 彫刻、建築物、絵画、又は純粋に美術的性質を持つ主題(決議第81条、第82条)
	②実体審査の有無及び 審査事項	有。実体審査においては、特許庁は専門家又は科学若しくは技術団体に報告書を求めることができる。また、他国の知的財産当局の報告書も求めることができる。さらに、特許庁は同一発明に関連する外国出願に関する情報の提出を出願人に求めることができる。 (決議第44条、第46条)
	⑬審査請求制度の有無	有。出願の公開日から6月以内。(決議第44条)
	⑭優先審査制度・早期 審査制度の有無	無。
	⑤出願公開制度の有無	有。出願日又は優先日から 12ヶ月経過後。(決議第85条)
	16異議申立制度	有。出願公開日から30業務日以内に異議の申立を行うことができる。 (付与前) (決議第42条)
	⑪無効審判制度の有無	有。何人も特許庁に無効宣告を求めることができる。(決議第75条)
	18実施義務	無。
	①費用 単位 COP (コロンヒ゛ア・ヘ゜ソ)	[出願から登録までに掛かる費用]2025 年出願料(10 項まで)100,000 COP (電子)、 123,000 COP (紙)11 項から1 項あたり31,000 COP (電子)、 32,500 COP (紙)審査請求料989,000 COP (電子)、1,180,000 COP (紙)
	②料金減免措置の有無	維持年金 [実用新案権維持に掛かる費用] 2025年 年金 345,000 COP(電子)、 419,000 COP(紙) 有。低所得の個人の出願人の審査請求料及び維持年金の50%減額され
	②PCT における国内料 金減額措置の有無	る。 無。

①国名	1	Republic of Colombia (CO) (コロンビア共和国)
意匠制度	②最新意匠法の施行年	2000 年 12 月 1 日施行 (アンデス共同体委員会決議第 486 号を基礎
	月日 ②Ultrandada Lookera	としている)
	③地理的効力の範囲	コロンビア国内のみ
	④他国制度との関係	アンデス共同体加盟国
	⑤出願人資格	意匠の創作者及び承継人又は譲受人(自然人、法人) 譲受人の場合は公証されること、及び譲渡書の提出が必要
	⑥現地代理人の必要性 及び代理人の資格	
	⑦出願言語	スペイン語(決議第7条)
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から 10 年(決議第 128 条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物(決議第115条)
		(1) 出願人又は承継人による開示の日から1年 (2) 国内工業所有権当局による適用条項に違反する開示の日から1年 (3) 発明者又は承継人から直接若しくは間接的に関連する情報を取得 した第三者による開示の日から1年(決議第17条)
	①不登録対象	(1) 意匠の定義に合致しない意匠 (2) 必要な新規性を欠く意匠 (3) コロンビアにおける商業的実施が道徳若しくは公の秩序を保護するために禁止されている意匠 (4) 外観が本質的に技術的思考又は技術的機能の実行によって定められており、創作者の恣意的な関与を不要とする意匠 (5) 他の製品に機械的に組み込まれる又は接続されるために、その正確な複製が必要とされる形状のみから構成される意匠 (決議第115条、同第116条)
	⑫実体審査の有無	有。(決議第 120 条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	④優先審査制度・早期 審査制度の有無	無。
	⑤部分意匠制度の有無	無。
	⑥関連意匠制度の有無	無。
	①「組物」の意匠制度 の有無	有。(決議第 130 条第 1 段落、第 131 条)
	18意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を採用している。(ロカルノ協定には未加盟) (決議第127条)
	⑬出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、出願が方式要件を満たしていると判断されると、出願の公告が命じられ、その後、月刊の工業所有権公報で公告(公開)される。(決議第121条)
	20秘密意匠制度の有無	
	②異議申立制度の有無	有。出願の公告日(付与前)から30日業務日以内に異議を申し立てることができる。(決議第122条)
	②無効審判制度の有無 有無	有。何人も特許庁に無効宣告を求めることができる。(決議第132条)
	②登録表示義務	

①国名	1	Republic of Colombia (CO) (コロンビア共和国)
意匠制度	❷費用 単位 COP (コロンビア・ペソ)	[出願から登録までに掛かる費用] 2025 年 出願・登録料 901,000 COP (電子)、 123,000 COP (紙) 減免された出願・登録料 226,000 COP (電子)、 271,500 COP (紙)
	⑤料金減免措置の有無	有。出願人が低所得の個人、認定職人、認定伝統料理人又は 18 歳~ 28 歳までの若者(外国人を含む)。

①国名	Re	public of Colombia (CO) (コロンビア共和国)
商標制度	②最新商標法の施行年 月日	2000年12月1日施行 (アンデス共同体決議第486号を基礎としている)
	③地理的効力の範囲	コロンビア国内のみ
	④他国制度との関係	アンデス共同体加盟国、マドプロ加盟国
	⑤商標法の保護対象	商品、役務、団体商標、証明商標、商号、広告用スローガン、原産地 名称、ラベル及び識別標識、原産地名称、地理的出所表示
	⑥商標の種類	文字、図形、記号、立体、音、匂いなど図的表現が可能な識別性を有 する標識。
	⑦出願人資格	標章を使用する者及び使用を意図している者(自然人、法人)
	⑧権利付与の原則	先願主義 (決議第 136 条(a))
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性 及び代理人の資格	
	⑪出願言語	スペイン語(決議第7条)
	⑫商標権の存続期間及 び起算日	登録日から 10 年。10 年ごとに更新することができる。 (決議第 152 条)
	①カ*レースヒ゜リオト*	有。公の又は公認の国際博覧会における展示日から 6 月 (決議第 141 条)
	④不登録対象	(1) 図的表現ができない標章 (2) 必要な識別力を備えていない標章 (3) 関係商品若しくはその包装の通常の形状、あるいは製品若しくはサービスの特別な機能によって定められる形状又は特徴からなる標章 (4) 標識が使用される製品若しくはサービスに機能的又は技術的利点を与える形状又はその他の構成要素からなる標章 (5) 標識が使用される商品若しくはサービスの種類、品質、数量、用途、価格、原産地、生産時期、又はその他の詳細、特徴若しくは情報を、指定又は説明するために、営業上使用することができる標章又は表示のみからなる標章であって、その商品若しくはサービスの賞賛を含むもの。 (6) 関係商品若しくはサービスを普通に又は技術的に指定する標章又は表示のみからなる標章 (7) その国の普通の言語又は商業上の使用において、関係商品若しくはサービスの普通の又は通常の名称のみからなる標章、又はそのような名称となった標章 (8) 明確な形態を示す区分なしに分離した一色からなる標章 (8) 明確な形態を示す区分なしに分離した一の方なる標章 (9) 特に、関るいは上述した商品若しくはサービスの用途の適応性に関して、業界又は公衆を欺くおそれがある標章 (10) 保護されている原産地名称を同一の商品若しくはサービスについて複製、模倣又は包含する標章であって、その使用が混同の危険又はその表示との関連性を想起させるおそれがある場合、又はその表示の周知性の利点を不正に利用する場合 (11) ぶどう酒及び蒸留酒について保護されている原産地名称を含む標章 (12) 適用される商品若しくはサービスに関して混同を生じさせるおそれがある国内又は外国の地理的表示からなる標章 (13) 紋章、旋章、記章、国家の管理又は保証のために使用される公式署名(official signs)若しくは略称を、商標又は商標の構成要素として管轄当局の承認を得ずに複製又は模倣する標章

①国名	Re	public of Colombia (CO) (コロンビア共和国)
商標制度	⑤防護標章制度の有無	(14) 技術水準の適合を示す標章を複製又は模倣する標章。ただし、その基準及び品質要件について責任を持つアンデス共同体加盟国の国内組織が登録出願した場合を除く。 (15)保護されている商号、ラベル又は営業標識と同一若しくは類似の標章であって、状況によってその使用が混同又は関連性を想起させるおそれがあるもの。 (16) コロンビア若しくは外国で保護されている植物品種の名称を複製、模倣又は包含する標章であって、その標章が、当該品種に関係する商品若しくはサービスに使用されることを意図している場合、又はその標章の使用が当該品種との混同若しくは関連性を想起させるおそれがあるあ場合。 (17) 法律、道徳、公の秩序又は善良なる習慣に反する標章(18)第三者が先に登録又は登録出願した標章と同一若しくは類似の標章であって、同一の商品若しくはサービス、あるいはそれと混同もの。 (19)登録又は登録出願さた標章と同一若しくは類似の標章であって、ボ況によってその使用が混同又は関連性を想起させれ商品若しくはサービスについて使用されるもの。 (19)登録又は登録出願されている広告用スローガンと同一者しくは類似の標章であって、状況によってその使用が混同又は関連性を想起させるおそれがあるもの。 (20)他人に属する識別力のある標識について、出願人が現在又は過去から、コロンビア又はその他の国で保護されている当該標章の所有り、当該標章をと同一又は類似の標章(21)特に出願人以外の人物又は出願人以外の者であると公的部門によって特定できる人物の氏姓、名前、署名、地位、愛称、雅号、画像、肖像、戯画を含む、商業的若しくは非質和法人組織又は個人の、同一性又は地位に影響を与える能力を持つ標識からなる標章 (21) 等三者の正業所有権又は著作権侵害する標章のもなる標章(22)第三者の工業所有権又は著行の表現が長むの名称、あるいはその名称に関する名前、言葉、文字、特徴もしくは標章、あるいはその名称に関する名前、言葉、文字、特徴もしくは連章、あるいはその商品若しくはサービスと混同又は関連性を想起させるおそのあるか、あるいは当該標章の識別力のある特徴又は商業上若しくは広告上の価値を希釈化するおうる、(決議第 135条、同第 136条)
	(U)的设际早间及07有票	 イ、企業資産としての当該標識の簿価 ・特定の地域内における標識に基づく使用許諾又はフランチャイズの取得希望者からの問合せの件数 ・当該標識の所有者がコロンビア国内で製造、購買又は保管活動を行ったことの顕著な存在 ・当該標識を使用する商品又はサービスの国際取引関連の側面 ・コロンビア国内外における当該標識の登録(出願)の存在及び年数(決議第 225 条、同第 226 条)
	①一出願多区分制度の 有無	有。

①国名	Re	public of Colombia (CO) (コロンビア共和国)
商標制度	審査事項 ⁽¹⁾ 審査請求制度の有無	有。方式審査を経た後の公告において異議申立があると、登録性について審査が行われる。 (決議第 144 条、同第 150 条) 無。
	②優先審査制度・早期審査制度の有無	
	②出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、出願が方式要件を満たしているときは、 出願は月刊の工業所有権公報により公告(公開)される。 (決議第145条)
	②異議申立制度の有無	有。公告日から 30 業務日以内に、異議を申立てることができる。 (付与前) (決議第 146 条)
	②無効審判制度の有無	有。何人も特許庁に無効宣告を求めることができる。(決議第172条)
	②不使用取消制度の有無	有。3年。継続して3年以上の不使用については、利害関係人は不使用による当該商標の取消を請求することができる。 (決議第165条)
	⑤商標分類	国際分類(ニース分類)を採用している。(ニース協定には未加盟)
	26図形要素の分類	無。
	②譲渡要件	無。商取引の有無に拘らず譲渡することができる。登録により第三者対抗要件が生じる。(決議第161条)
	28費用	[出願から登録までに掛かる費用] 2025年
	単位	基本出願料 1,288,000 COP (電子)、 1,567,500 COP (紙)
	COP (コロンヒ゛ア・ヘ゜ソ)	追加出願料 644,000 COP/区分(電子)、744,000 COP/区分(紙)
		[商標権維持に掛かる費用] 2025 年 基本更新料 702,000 COP (電子)、 857,500 COP (紙) 追加更新料 345,000 COP/区分 (電子)、419,000 COP/区分 (紙)
		有。出願人が低所得の個人、認定職人、認定伝統料理人又は原住民等の 出願基本料及び出願追加料が 25%に減免がある。